

富田林市規則第40号

富田林市公の施設における指定管理者の 指定の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第2条に規定する、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するときは、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 選定の基準
- (5) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (6) 指定管理者に指定しようとする期間
- (7) その他市長が必要と認める事項

(公募の例外)

第3条 条例第2条に規定する特別な理由は、次のとおりとする。

- (1) 地域の人材活用や市民活動の促進など合理的な理由がある場合
- (2) PFI事業の導入により指定管理者が特定される場合
- (3) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- (4) 福祉、保健、医療等の専門性が高く市民サービスの向上を図る特別な事業展開を行う場合
- (5) 公の施設の性質、機能、運営状況等を考慮し、当該公の施設の指定管理者に管理を行わせることが、当該公の施設の設置目的をより効果的かつ継続的に達成でき、安定した良質なサービスを提供することができるかと相当程度見込める場合

(申請の手續)

第4条 条例第3条に規定する申請書は富田林市指定管理者指定申請書（様式第1号）とし、同条の規定による事業計画書その他必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公の施設の管理に係る事業計画書
- (2) 申請団体の組織及び財務の状況等の概要を記載した書類
- (3) 公の施設の管理に係る収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類
(指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、条例第4条に規定により指定管理者の候補者の選定を行ったときは、申請を行った団体に結果を通知するものとする。

(指定管理者の決定通知)

第6条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したときは、指定された団体に対し、富田林市指定管理者指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定は、次に掲げる事項を定める。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 管理業務に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 指定の取消し等に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第8条 条例第5条に規定する事業報告書に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第5条に規定する事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内に行わなければならない。ただし、年度の途中で指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、条例第7条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消したときは富田林市指定管理者指定取消通知書(様式第3号)により、業務の全部又は一部の停止を命じたときは富田林市指定管理者業務停止命令書(様式第4号)により通知するものとする。

(費用徴収)

第10条 指定管理者が条例第8条に規定する原状回復義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を指定管理者から徴収するものとする。

(区分経理)

第11条 指定管理者は、その管理する公の施設の管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 現に、当該公の施設の条例に基づき管理委託を行っている公の施設に第3条第5号の規定を適用する場合には、同号中「当該公の施設の指定管理者」を「当該公の施設の管理受託団体」と読み替えるものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

富田林市指定管理者指定申請書

富田林市長

様

申請者住所

団 体 名

代 表 者

印

下記の公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条の規定する関係書類を添えて申請いたします。

施設名	
所在地	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

富田林市指定管理者指定通知書

団 体 名
代 表 者

様

富田林市長

印

貴団体は富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者として指定されましたので、富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第6条の規定により、通知いたします。

施設名	
所在地	
指定期間	
指定の条件	

富田林市指定管理者指定取消通知書

団 体 名
代 表 者

様

富田林市長

印

富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定を取り消したので、富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条の規定により、通知いたします。

施 設 名	
所 在 地	
指定の取消日	
取消しの理由	

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に富田林市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、富田林市を被告として（訴訟において富田林市を代表する者は富田林市長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起することができます。なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

富田林市指定管理者業務停止命令書

団 体 名

代 表 者

様

富田林市長

印

富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の業務の停止を命じたので、富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条の規定により、通知いたします。

施 設 名	
所 在 地	
業務の（全部停止・一部停止）の期間	
業務の停止内容	
停止の理由	

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に富田林市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、富田林市を被告として（訴訟において富田林市を代表する者は富田林市長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば提起

することができます。なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。